



《資料編》

○用語解説

■あ行■

用語	初出頁	解説
IoT	6	「モノ」のインターネットを指す言葉。さまざまな「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みで、これによるデジタル社会の実現を指す。
ICT	58	情報通信技術。メール、チャット、SNS の活用、通信販売、ネット検索など、通信技術を使って人とインターネット、人と人とがつながる技術のこと。
一部事務組合	59	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、地方公共団体（都道府県、市町村）または特別区が、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合をいう。
ウォームビズ	96	暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどがその工夫例。
雨水管渠	18	降った雨を短時間に排水できるように誘導する排水施設の一つ。地中に埋設される管状の構造物で、川及びその他の公共用水域、または海域に雨水を放流するための施設。
雨水幹線	18	降った雨を短時間に排水できるように誘導する排水路の幹線部分。河川及びその他の公共用水域、または海域に雨水を放流するための施設を指す。
雨水浸透ます	99	雨とい等から流入してくる雨水を受けるバケツのような「枺（ます）」で、側面および底面にある浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のもの。
雨水貯留タンク	99	建物の屋根に降った雨水を貯留して雨水の流出を一時的に抑制する施設。
打ち水	17	庭や道路など屋外に水を撒く、昔からの日本の風習。水の蒸散により地表から熱が奪われ涼しくなることから、近年ヒートアイランド対策として注目されている。水資源保護のため、風呂の残り湯などを使うことが勧められている。
HFC（ハイドロフルオロカーボン）	101	冷蔵庫などの冷媒として利用されていた特定フロン（CFC、HCFC）がオゾン層を破壊することから、その代替として使用されはじめた物質。HFC はオゾン層の破壊はしないものの、二酸化炭素の数百から数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因となっている。
エコアクション 21	94	ISO14001 認証取得が資金等の面で困難な中小企業等の幅広い事業者が利用できるような環境省が作成した「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ことの認証・登録制度。
エコ事業所	41	福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録し、電気、自動車燃料使用量削減などの地球に優しい活動に取り組むことを宣言する事業所（事務所、店舗、学校、病院など）。
エコファミリー	41	福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録し、「ふくおかエコライフ応援 book」などの情報を参考に、電気やガス、ガソリンの使用量節減など省エネルギー・省資源に取り組む家庭。一つの世帯でも複数の世帯によるグループでも登録可能。
NPO	17	Non Profit Organization の略称。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などさまざまな分野で社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。NPO のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人は、「特定非営利活動法人」と呼ばれる。
エリア型、テーマ型	116	NPO・ボランティア組織を、なりたち、目的の違いによって区分したもの。エリア型は、自治会・町内会・PTAなど、居住地域を対象とした組織。テーマ型は、NPO・ボランティア、スポーツクラブなど特定の目的で集まった組織。
LED	93	Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略称で、電気を流すと発光する半導体の一種。白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が非常に少なく、寿命が非常に長いという特長がある。

用語	初出頁	解説
大野城太宰府環境施設組合	76	大野城市および太宰府市で構成し、可燃ごみの共同処理を行うため、昭和 53 年（1978 年）2 月に一部事務組合を設立。現在の同組合における主な事務は、最終処分場（灰処分地）の管理および緑のリサイクル。
オゾン層	101	地上から 10-50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン（O ₃ ）が豊富な層のこと。ここで生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収しているほか、地球の気候の形成に大きく関わっている。
温室効果ガス	5	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

■ 先行 ■

用語	初出頁	解説
かおり風景 100 選	44	平成 13 年（2001 年）、環境省が「良好なかおりとその源となる自然や文化（かおり環境）を保全・創出しようとする地域の取組み」を支援する一環として、かおり環境として特に優れたものを認定したもの。
環境基準	60	環境基本法第 16 条およびダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。
環境省レッドリスト 2020	79	日本に生息する野生生物について、環境省が生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価しとりまとめたリスト。概ね 5 年ごとに全体的な見直しを行っており、令和元年度に公表したレッドリスト 2020 では、これまでと比較して絶滅危惧種が 40 種増加し、合計 3,716 種となった。
環境美化センター	18	太宰府市の不燃ごみおよび粗大ごみを処理することを目的に最終処分場も有した施設。リサイクルセンターとしての機能を有し、鉄、アルミ、ビン等の再資源化を行っている。
環境保全型農業	85	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう。
環境まちづくり	1	各主体の協働によって環境保全・創造の取組を積極的に実施し、魅力ある、持続可能な地域社会を形成すること。
気候変動	1	気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であると定義されている。
希少動物	79	その個体数が少なかったり、生息環境が限定されていることなどから、保護の緊急性が高い動物。
旧日田街道	28	博多・中津・久留米・熊本・別府から日田に向かう街道の総称で、九州各地の天領を支配する西国郡代が日田に置かれたために整備された街道。本市においては、水城、上水城、坂本、通古賀の各旧集落を通りながら、主に県道福岡日田線に平行して走っている。
クールビズ	96	冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。
グリーストラップ	61	レストランやホテル食堂、給食センターなどの業務用厨房から出される汚水を集めて廃食油をせき止める器具のこと。営業用の調理場には設置することが水質汚濁防止法と下水道法によって義務付けられている。

用語	初出頁	解説
クリーン・エネ・パーク南部	75	福岡都市圏南部地域（福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市）約60万の住民の燃やせるごみを処理する清掃工場。ごみ焼却時の熱を活用した発電など再生可能エネルギー発電に取り組んでいるほか、環境学習の拠点施設となっている。
グリーン購入	96	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。
クリーンデー	63	太宰府市で行っている地域清掃活動。6月を環境美化強調月間、12月の第1日曜日をクリーンデーと定め、各自治会で決めた日程に従って取組を行っている。
グリーンな経済システム	9	持続可能な発展を達成する経済のあり方。「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済」として、リオ+20に向けた2大主要テーマの一つとして、「持続可能な開発のための制度的枠組み」とともにとりあげられている。
グリーンヒルまどか	75	クリーン・エネ・パーク南部から出る適正に処理された可燃ごみの焼却残渣（焼却灰・飛灰）を埋立処理する施設。
グリーンリカバリー	44	新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法。気候変動への対応や生物多様性の維持といった課題の解決に重点的に資金を投じ、そこから雇用や業績の拡大で成果を引き出す。先進国を中心に各国がグリーンリカバリーを意識した景気刺激策を相次いで打ち出している。
景観・市民遺産会議	44	景観まちづくり計画、市民遺産活用推進計画、歴史的風致維持向上計画の三つの計画を連動させた総合的な景観と歴史のまちづくりの中心となる会議で、景観まちづくり計画の変更に関する検討・提案や市民遺産の認定等を行う組織。
景観育成地区	15	“太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例”（条例第32号）の第8条第4項に規定する地区。市長は、景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観育成地区とすることができ、「人と遺跡の共存史地区」、「天満宮と宰府宿地区」が設定されている。
景観協定	19	市民が地域の実情に応じて景観形成上のルールを検討し、成文化したもの。市長の認可が必要。
光化学オキシダント	60	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、光化学スモッグの原因となる物質。高濃度では眼、のど、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。
校区自治協議会	12	太宰府市の小学校区を基本コミュニティ単位とする自治協議会。太宰府小校区自治協議会、太宰府東小校区自治協議会、太宰府南小校区自治協議会、国分小校区自治協議会、水城小校区自治協議会、太宰府市西校区自治協議会の市内6つの校区自治協議会に区分される。
庚申塔	103	中国から伝来した道教に由来する庚申信仰に基づいて建てられた塔のこと。江戸時代以降、村の入口や街道沿いに置かれたが、拡張工事等によって多くが撤去、移転されるケースが増えている。
洪水被害予想地図（ハザードマップ）	53	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
高度地区	19	市街地の環境の保全あるいは土地の利用の増進を図るため、用途地域内において建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めたもの。本市においては最高限度の制限として、2種類（絶対15m高度地区、絶対20m高度地区）を指定している。
荒廃森林整備	37	長期間放置されたスギ・ヒノキ林等を手入れし、健全な状態で次世代へ引き継ぐための作業。福岡県内では、福岡県森林環境税を活用して、市町村が事業主体となり、強度間伐などを行う荒廃森林整備事業に取り組んでいる。
コージェネレーション	94	発電と同時に発生した排熱も利用して冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

用語	初出頁	解説
国内移入種	83	日本産の生きものであるにもかかわらず、もともとその地域に生息しておらず、人為的に持ち込まれたものを国内移入種と呼ぶ。外来生物と同様に、持ち込まれた先の生態系を脅かす原因となっている。
国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21)	5	2015年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにて開催された国連気候変動枠組条約の第21回締約国会議。会議では、京都議定書後における2020年以降の気候変動対応にかかるあらたな法的な国際枠組みを定める「パリ協定」が採択された。
ごみ減量 72,000人プロジェクト	70	太宰府市で取り組んでいるごみ減量プロジェクト。もえるごみの減量、雑がみのリサイクル、食品ロスの取組など、市民一人ひとりが取り組む必要のある活動を紹介し、ホームページでの呼びかけを行っている。
コミュニティバスまほろば号	14	ワンコイン（100円均一）運賃で市内の公共施設や観光名所・旧跡、駅などを循環し、高齢者や体の不自由な人にも楽に乗り降りできるコミュニティバス。
コンパクトシティ	49	徒歩による移動性を重視し、さまざまな機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市形態のこと。

■ さ行 ■

用語	初出頁	解説
サービサイジング	49	単なるモノの提供ではなく製品の機能を提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用量の適正化によって環境負荷を低減することを狙いとしている。
災害廃棄物処理計画	75	実際に災害が起きた時に、どのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めた計画。被害予測に基づく災害廃棄物の発生量推計に基づいた処理の方針、体制、分別処理フロー、環境対策とともに、それを実行するために必要となる人材、費用、施設、機材、情報等の調達・配置の方法やリストなどが示される。
再生可能エネルギー	3	有限で枯渇の危険のある石油・石炭などの化石燃料、原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーを指す。
さいふまいり	33	学問の神として信仰を集めた太宰府天満宮への参詣を兼ねて、周辺の名所旧跡をめぐる遊山（観光旅行）であり、江戸時代以降庶民の間に浸透した。
3R（リデュース、リユース、リサイクル）	70	リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の三つの頭文字をとったもの。
3010運動	58	食品ロス削減のための取組の一つ。宴会時の行動指針を示したもので、以下の行動を呼びかけている。 ①食べられる量を注文する、食べられないものは先に伝える。 ②宴会開始後30分間は自分の席で食事を楽しむ。 ③宴会終了前10分間は自分の席でもう一度食事を楽しむ。
シェアリング・エコノミー	49	インターネットを介して、個人同士でモノや場所、スキルなどを取引するサービスのこと。
自然観察ガイドブック	82	太宰府市の自然を「山の自然」「里や平地の自然」「水辺の自然」などに分け、それぞれの植物や動物の生態についてまとめたもの。小学生（4年生から6年生）及び中学生を対象とした環境教育の副読本として、また太宰府市の自然に興味をもつ多くの研究者、登山者に利用していただくことを目的として、平成10年3月に作成した。
持続可能な開発目標（SDGs）	4	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っているのが特徴。

用語	初出頁	解説
自動車騒音常時監視	17	自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的として実施するもの。太宰府市においては、騒音規制法第18条第1項に基づき、市内の2車線以上の国道や県道のうち毎年2地点（5年間のローテーションで実施予定）について自動車騒音を測定し、面的評価の方法により環境基準の達成状況を把握している。
自動車リサイクル法	101	正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。
市民遺産	3	市民が未来の太宰府に残したいと思う太宰府の物語と、関連する文化遺産と、伝える活動とを合わせて「太宰府市民遺産」といい、太宰府市景観・市民遺産会議が認定をする。2020年現在、16件の太宰府市民遺産が認定されている。
省エネルギー	3	石油や電力などのエネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギー消費を抑えたりすることによって、エネルギー消費量を削減すること。
食品ロス	44	本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のこと。食品ロスが生じる主な原因は、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、食べ残し、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、宿泊施設や結婚披露宴・宴会などにおける食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。加えて、鮮度を重視する消費者に対応する商習慣も、食品ロスを増加させる大きな原因になっているとされている。
新エネルギー	39	自然エネルギーなど化石燃料によらないエネルギーのこと。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池がある。
神幸式	15	平安時代から続く太宰府天満宮を代表する祭。福岡県無形民俗文化財に指定されている。菅原道真の神霊を天満宮本殿から神輿に移して、往時世話になったもろ尼御前が祭られている榎社に、年に一度のお礼に行くという意味を持つ。
水源涵養林	85	水源として雨水を貯留し河川に流れ込む水の量を平準化することで、洪水の防止、河川の保護などを行う機能を持つ森林。
生態系	9	ある地域に生息・生育する動植物、水や日光などの無機質な条件、それらの関係を含むシステムのこと。
生物多様性	3	地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生きものがいること。そして、それぞれがつながっていること。生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の三つを合わせていう。
生物多様性地域戦略	83	「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して生物多様性地域戦略を策定するよう努めることとされている。地域戦略に記載すべき事項は「対象区域」「当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標」「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策」「その他必要な事項」である。
生物多様性民間参画ガイドライン	82	事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針として、環境省が平成21年（2009年）に作成したガイドライン。
創エネ	94	一般家庭や企業、自治体において太陽光発電システムや燃料電池などを設置して、自らエネルギーを創り出すこと。

■ た行 ■

用語	初出頁	解説
第五次環境基本計画	9	2018年4月に閣議決定された、第5次となる政府の計画。2015年9月の国連サミットにおけるSDGs（持続可能な開発目標）採択や同年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議におけるパリ協定の採択を踏まえて策定された。環境・経済・社会の統合的向上に向けて、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など、6つの重点戦略が設定されている。また、地域の活力を最大限に発揮するために「地域循環共生圏」の確立が提唱されている。
代替フロン	101	HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）を代替フロンと呼ぶ。このうち政令で定められたものは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において温室効果ガスとして掲げられている。
太陽光発電	95	シリコン半導体の光電効果を利用して、太陽の光を直接電気エネルギーに変換するもの。太陽エネルギーは無尽蔵であるほか、二酸化炭素（CO ₂ ）や汚染物質を出さないクリーンさが注目されている。
第四次循環型社会形成推進基本計画	7	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生、などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。
大宰府	26	「大宰府」と「太宰府」の名称については諸説あるが、現在は古代遺跡等の名称は「大宰府」、中世以降の行政地名等は「太宰府」として使い分けている。
太宰府館	14	太宰府市地域活性化複合施設。貸し館事業および観光案内、自主的なイベント事業等を通して、市民と観光客の交流、および滞留型観光の拠点となることを目的に管理運営を行っている。
太宰府県立自然公園	13	太宰府・宝満山（標高829m）及び三郡山系を含む地域。各地に城跡、寺社仏閣、霊場などが点在し、歴史の香りが色濃く残る自然公園。
太宰府古都の光	17	太宰府が有する歴史的文化的資源に、新たに光という付加価値を付けることによって魅力を増し、太宰府ブランドとしての価値を高めていくことを目的に、平成18年（2006年）から開催している。
太宰府市環境基本条例	1	環境に関する基本的施策を定め、総合的に推進して、現在と将来の市民生活における良好な環境の保全・創造を図り、市民福祉を増進させることを目的として平成2年（1990年）に制定された条例（平成13年（2001年）に全面改正）。
太宰府市環境審議会	117	太宰府市環境審議会規則に基づいて設置された市の附属機関。10人の委員で組織され、任期は2年。
太宰府市緑地の保全に関する条例	34	太宰府市環境基本条例（平成2年条例第23号）の趣旨に基づき、緑地の保全に関して必要な事項を定めた条例。これにより、良好な自然環境を形成し、市民の健康で文化的かつ快適な生活に寄与することを目的としている。
多自然川づくり	88	河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせてうつくしい自然環境を保全あるいは創出する河川整備。河川改修等に当たって、瀬と淵を保存または再生し、法勾配は緩勾配とし、植生や自然石を利用した護岸を採用するなどが主な内容。
ダンボールコンポスト	19	基材（もみ殻くん炭にピートモスや竹粉末を混ぜたもの等）を入れたダンボール箱の中に、食べ残しや調理くずを入れてよくかき混ぜると、微生物の働きにより、生ごみが堆肥へと生まれ変わることを利用した生ごみリサイクルの方法。
地域サポートカーまほろば号	14	道路幅が狭いなどの理由により、通常の「まほろば号」が運行できない地域を10人乗りの地域サポートカーが運行している。地域サポートカーは湯の谷地域線、連歌屋地域線、東観世地域線の3路線ある。

用語	初出頁	解説
地域循環圏	10	地域特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成するため、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。
地域ストック	47	地域の人的資源、歴史・文化的資源、自然的資源、インフラ等の資源を指す。
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	103	この法律のもとで、歴史的風致の維持・向上の方針や文化財の保存又は活用に関する事項等を定めた「歴史的風致維持向上計画」を市町村が策定し、国の認定を受けることにより、歴史（文化財保護）や景観（街なみ環境整備や屋外広告物）等さまざまなまちづくりの事業に対して国の支援が受けられる。
地域猫活動	65	飼い主のいない猫によるふん尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題として捉え、地域住民の合意のもと、その地域にお住まいの活動を行おうとする住民（活動グループ）が主体となって不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行う活動。
地球温暖化	44	温室効果ガスの濃度の増加により、大気や地表にとどまる熱が増え、地球の気温が上昇していくこと。温室効果ガスは、大気中に微量に存在する二酸化炭素（CO ₂ ）などであり、太陽光線は透過するが、地表面から宇宙へ熱として放射する赤外線の一部を吸収し、再び地表面に放射することにより、地球の温度のバランスを保っている。
地球温暖化防止活動推進員	95	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて県知事が委嘱し、温暖化対策に関する家庭や地域における取組を促進するための普及啓発を行う。
地球温暖化防止活動推進センター	95	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、福岡県知事から県内の地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として指定された機関。
筑慈苑施設組合	65	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市および筑前町で構成し、火葬場の設置、管理および運営に関し、共同で事務を行う一部事務組合で、太宰府市は平成21年（2009年）4月1日に加入。「一部事務組合」とは、複数の市町村で特定の事務を共同処理するために設置する組合。
鎮守の森	54	神社の参道や社を囲むように植えられたり、残されたりしている樹林。
適応	88	気候変動（地球温暖化）対策として、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間のあり方を調整すること。もう一つの対策は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するなどの「緩和」である。
典型7公害	44	環境基本法で規定されている公害で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭。
特定外来生物	18	外来生物のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（2004）によって規定された生物。 アライグマ、タイワンリスなど2016年10月1日現在、2科15属108種7交雑種の132種類が指定されている。
どんかん道	15	神幸式の神輿が太宰府天満宮から榎社を往復する経路となっている道であり、行列先頭の太鼓と鉦を「どん・かん」と鳴らすことからそう呼ばれる。

■ な行 ■

用語	初出頁	解説
二酸化炭素（CO ₂ ）	91	石炭、石油などを燃やすことにより発生する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が温室効果を促進するおそれがあるとして、発生量の抑制対策などが進められている。
残したい“日本の音風景100選”	44	平成8年（1996年）、環境省が「全国各地で人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の間こえる環境（音風景）であり、音環境を保全する上で特に意義があると認められるもの」として選定したもの。

■ は行 ■

用語	初出頁	解説
パークアンドライド	96	鉄道などのターミナル駅の周辺の駐車場を整備・活用して、自家用車と公共交通機関との乗り継ぎ利便性を高めることにより、自動車利用を減らして公共交通機関利用を促進し、自動車からの環境負荷や市街地の渋滞緩和を軽減する方策。
バイオプラスチック	7	生分解性のプラスチックのことで、植物由来（サトウキビ、米、小麦、サツマイモ、とうもろこしなど）の原料を利用しているものをいう。このため廃棄後は土中のバクテリアによって水と炭酸ガスに分解される。
排出量を実質的にゼロ	91	CO ₂ などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。令和3年の改正「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、このような均衡が保たれた社会を「脱炭素社会」と呼ぶと規定している。
パリ協定	5	2015年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。
パリ協定において合意された目標	91	平均気温上昇を2℃より十分低く保つため、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
PM2.5	60	粒径 2.5 μm 以下の粒子状物質。単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とする様々な物質の混合物となっている。呼吸器系や循環器系の疾患のある人、小児、高齢者は、より影響を受けやすい可能性があるため、普段から健康管理を心がけるとともに、体調の変化に注意することが必要。
BOD	40	生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称。水のきれいさの指標となるもので、値が大きいかほど水質汚濁が著しい。御笠川・鷺田川の河川環境基準値は 3.0mg/L 以下。
PCB	77	Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことから、現在は製造・輸入ともに禁止されている。
ヒートアイランド現象	90	都市域において、人工物の増加、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われる割合の増加、それに伴う自然的な土地の割合の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻くため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。
ヒートポンプ式	102	少ないエネルギーで、空気中などから熱を集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。エアコンや冷蔵庫などに利用されている省エネ技術。
ビオトープ	24	本来、広く生物の生息空間を示す言葉。特に、都市内の事業所用地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。
光害	52	良好な「照明環境」の形成が、漏れ光によって阻害されている状況またはそれによる悪影響のことを「光（ひかり）害」と定義されている。狭義には、障害光による悪影響を指す。
フードバンク活動	72	包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材をNPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。
ふくおかエコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）	93	省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民（エコファミリー）を支援する福岡県公式の環境アプリ。九州7県のキャラクターたちと一緒に、地球環境にやさしい活動に取り組み、ポイントを貯め、ポイントが貯まるとプレゼントの抽選に参加できる。

用語	初出頁	解説
ふくおかエコライフ応援 book	93	環境家計簿様式の資料。環境に配慮した暮らしの目安になるもので、記入することで毎月の水道・光熱費の使用量、ごみの排出量などが一目でわかるようになっている。これらをチェックすることで、日常生活でどのくらいのエネルギーを使っているか、二酸化炭素を出しているかを知ることができる。
福岡県気候変動適応センター	99	福岡県が「気候変動適応法」（平成 30 年 12 月）に基づき、設置したセンター。気候変動に関する情報の収集・発信拠点として、県内各地における気候変動影響の予測や、気候変動影響による被害を防止・軽減するための適応策の先進事例などについて、自然災害や健康、農林水産業などの分野別に取りまとめ、市町村や県民、事業者発信することで、県内における適応策を推進する。
福岡県の森林環境税	85	「福岡県森林環境税条例」に基づき、個人は年間 500 円、法人は年間 1,000 円～40,000 円の森林環境税を納付し、県は、森林環境税により「荒廃した森林の再生」と「県民参加の森林（もり）づくり」の事業に取り組む。平成 20 年度（2008 年度）から開始。
福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	77	人の健康及び生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある県内の PCB 廃棄物について、確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、PCB 廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図るための計画。
福岡県レッドデータブック 2011・2014 改訂版	79	福岡県の絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や危機の要因などを明らかにしたもの。多くの人々にその現状を知ってもらい、保護や保全に結びつけることを目的としている。平成 23 年 11 月に植物群落、植物、哺乳類および鳥類の改訂版「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011」（掲載種 動植物 759 種、植物群落 89 箇所）、平成 26 年 8 月に爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類の改訂版「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014」（掲載種 動物 852 種）を発行している。
福岡都市圏南部環境事業組合	75	福岡市、春日市、大野城市、太宰府市および那珂川市で構成し、可燃ごみの共同処理を行うため、平成 18 年（2006 年）5 月に一部事務組合を設立。
プラスチック資源循環戦略	7	資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するために日本政府が策定した戦略。
プラネタリー・バウンダリー	4	地球が許容可能な人類が生存できる限界点を示す言葉。人類が地球システムに与えている圧力が、地球が本来持つレジリエンス（回復力）の限界を超えると、不可逆的な変化が起こりうるとするもので、人類が生存できる限界を把握することにより、壊滅的な変化を回避できるとする考え方を示したものの。
フロン排出抑制法	101	正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。代替フロン HFC の環境中への放出量の急増や、冷凍空調器からのフロン類の回収率の低迷や機器使用中の漏えい量が多いことの判明などに鑑み、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が講じられるよう、フロン回収・破壊法を大幅に改正するとともに名称も改めて制定された法律。
フロン類	7	フロンとは、フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。フロン排出抑制法では、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を「フロン類」と呼んでいる。
文化ふれあい館	25	太宰府天満宮から特別史跡水城跡まで市内を東西に横断する「歴史の散歩道」の中核施設であり、歴史と文化に関わる生涯学習と憩いの場。学術的な調査・研究・保存施設としての機能を併せ持っている。
保護主義	6	自国の産業の保護や国際収支の改善などを目的に、自国の経済的利益を優先する政策を取ろうとすること。

用語	初出頁	解説
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画	77	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に都道府県や市町村で推進するため、国が必要な事項を定めたもの。

■ま行■

用語	初出頁	解説
マニフェストシステム	76	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するしくみで、不適正な処理による環境汚染や不法投棄の未然防止のためのもの。
みどりのネットワーク	88	水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組。都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生活空間ネットワークの形成といった機能など、都市に自然を取り戻し、生き物とのふれあいや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待される。
メガソーラー発電施設	13	1MW以上の出力を持つ太陽光発電システムのこと。主に自治体、民間企業の主導により、遊休地・堤防・埋立地・建物屋根などに設置されている。
門前町	15	中世から太宰府天満宮周辺に形成された町を指す。太宰府天満宮に奉仕する社家を始め関係者および参詣者を相手にする商工業者が集まることによって形成された。

■や行■

用語	初出頁	解説
8つの史跡	47	「大宰府跡」、「大野城跡」、「水城跡」、「観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡」、「筑前国分寺跡」、「国分瓦窯跡」、「大宰府学校院跡」、「宝満山」。
有害鳥獣	87	法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼすものを有害鳥獣といい、鳥獣本来の食性によって人、家畜、農作物、樹林、農林水産物等を食害するものが大部分。
容器包装リサイクル法	73	正式名称は「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、製造・販売事業者は再商品化という役割分担を定めている。

■ら行■

用語	初出頁	解説
ライフサイクルマネジメント	10	製品や商品の企画段階から、設計・製造・販売・使用そして回収・解体・再生までに着目して計画、管理を行なう考え方。製品・商品に依存する効用の最大化、ライフサイクルコストの最適化、資源やエネルギー消費・環境負荷の最小化、障害や災害のリスクの最小化を目標とする。
両 筑 衛 生 施 設 組 合	76	筑紫野市、小郡市、太宰府市、大刀洗町、久留米市および筑前町で構成し、し尿の終末処理および施設の建設および維持管理など、共同で処理を行うため、昭和 40 年（1965 年）8 月に一部事務組合を設立。
緑地保護地区	34	“太宰府市緑地の保全に関する条例”（条例第 24 号）の第 3 条に規定される地区。 ①歴史的及び文化的遺産と一体となった緑又は森等が残存する地域、②河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域と一体となった緑又は森等が残存する地域、③美観風致が優れている緑地を形成している地域、④その他緑地の保護を必要とする地域について、市町が指定することができ、保護義務の伴う規制の対象となる。

用語	初出頁	解説
歴史の散歩道	14	太宰府市にある名所旧跡をつなぎ、歴史を歩きながら学べるウォーキングコース。天満宮から水城跡までの4.6kmを設定した「歴史の散歩道」を筆頭に文化財課ではお勧めの散策コースを紹介している。
レッドデータブック	27	略してRDBとも呼ばれる。ある地域に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめ、リストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた図書。

○関連する計画等一覧（太宰府市）

計画等	解 説
太宰府市観光推進基本計画	住む人も訪れる人も共に喜びをわかちあえるまちづくりを目指し、今後の太宰府市の観光振興についての基本的な考え方、目標を示し、また、その具体的な施策を示す計画。
史跡宝満山保存活用計画	「山岳信仰と自然の山、史跡宝満山が感じられる心地よい空間の維持向上」を基本理念とし、保存管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制の整備の5つを連動させて、史跡の保存活用を進めていくための計画。
大宰府跡客館地区整備基本構想	客館跡について、史跡の価値の万全な保全を第一義に、立地特性を活かした太宰府への新たな玄関口としての位置づけや活用イメージに即した整備の方向性を示したもの。また、将来における史跡地を縦断する県道や西鉄太宰府線の付け替えも含めた中・長期的視点に基づく構想も示す。
大宰府関連史跡に関する保存活用方針	大宰府関連史跡を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、本市に点在する8つの史跡を大宰府関連史跡として俯瞰的に捉え、一体的に保存活用していくための計画。
太宰府市空家等対策計画	空屋等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条の規定に基づき国が定めた基本指針に即して定めた計画。太宰府市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するためのもの。
太宰府市一般廃棄物処理基本計画	太宰府市内で排出されるごみならびにし尿、生活雑排水の管理および適正な処理を行うための計画。
太宰府市教育施策要綱	太宰府市の教育の基本目標や主な施策をとりまとめたもの。
太宰府市公共施設等総合管理計画	太宰府市公共施設等の維持管理に関する財政負担の軽減及び平準化、公共施設等の最適な配置を実現するため公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画化したもの。
太宰府市水防計画	水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づく計画。太宰府市における水防事務の調整とその円滑な実施に必要な事項を規定し、市内の洪水等における水害を警戒防御し、被害を軽減することを目的としている。
太宰府市文化財保存活用地域計画	市内所在の文化遺産を市民等とともに守り、育む「文化遺産からはじまるまちづくり」を掲げた計画。市内所在の8つの史跡を「大宰府関連史跡」として一体的に保存活用していくことを目指して『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』を定めている。
太宰府市分別収集計画	びん、缶、ペットボトル等の容器包装廃棄物の分別収集を行うために太宰府市が定める計画。
太宰府市歴史文化基本構想	太宰府市の特徴である数多くの歴史的な文化遺産を生かしたまちづくりを実現するため、市民、事業者、行政が協働・連携を図るための手立てや、新たな枠組みとして「太宰府市民遺産」を提唱し、文化遺産の保存と活用の方策を提案するもの。
太宰府市景観まちづくり計画・太宰府市景観計画	景観まちづくりに関する基本的な考え方、今後取り組むべき景観施策および市民、事業者、行政との協働による景観形成の進め方を定めた計画。
太宰府市市民遺産活用推進計画	市民や地域または市が伝えたい太宰府固有の文化遺産で、これらを保存活用することにより、後世につなげていきたいという市民活動である「太宰府市民遺産」の計画的な認定、保存および育成の推進のため策定する計画。
太宰府市地域防災計画	市・県等の防災関係機関が、市域における災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の地域と住民の生命・身体・財産を災害から保護し、被害の軽減を図るための計画。災害対策基本法の規定に基づき、太宰府市防災会議が作成する。
太宰府市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	市自らが大規模な事業者、消費者であるという視点に立ち、温室効果ガスの削減目標や具体的な取組項目を定め、市自らが率先して行動することにより、市民や事業者による自主的な取組みを促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とした計画。

計画等	解 説
太宰府市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称。本市の望ましい将来像や土地利用の方向性、各地域ごとのあるべき市街地像等、都市計画の基本方針を定めた計画。
太宰府市緑の基本計画	都市緑地法に基づく「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」の通称。市町村が主として都市計画区域内を対象として、緑地の保全および緑化の推進に関して定める計画。
太宰府市歴史的風致維持向上計画	太宰府市固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的な市街地とが一体となって形成している良好な市街地の環境の維持および向上を図るための計画。
特別史跡大宰府跡保存活用計画	大宰府関連史跡の中核である大宰府跡において、史跡の保存を第一にしながら、古代大宰府が感じられる心地よい空間を創出することを目的とした計画。
特別史跡水城跡保存整備基本設計	国の特別史跡に指定されている水城跡について、既往計画の見直しを図りながら、保存修理と環境整備を組み合わせ、水城跡が地域の誇りとしてさらなる発展を遂げるための魅力ある史跡空間の創造に向けた実効性の高い基本計画及び基本設計を策定したもの。
福岡都市圏南部地域及び久山町循環型社会形成推進地域計画	廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設整備の方向性を示すもの。

○成果指標一覧

第4章 重点戦略とそれを支える環境施策の展開	成果指標	現況値 (年度)	目標値 (年度)
2. 重点戦略を支える環境施策の展開			
(1) 生活環境の保全			
①環境汚染・環境リスク低減への取組	河川水質検査のBOD値	1.0mg/L (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)
	下水道汚水整備率 (処理区域面積/全体計画区域面積)	88.3% (令和元年度)	95.0% (令和12年度)
	水洗化人口普及率 (水洗化人口/行政区域内人口)	97.2% (令和元年度)	97.5% (令和12年度)
②環境衛生向上への取組	自宅周辺の環境が清潔で衛生的と感じる市民の割合	85.6% (令和元年度)	86.0% (令和12年度)
	環境マナーが守られていると感じる市民の割合	76.9% (令和元年度)	78.0% (令和12年度)
	地域の美化活動に参加している市民の割合	72.2% (令和元年度)	77.0% (令和12年度)
	狂犬病予防注射の接種率	66.6% (令和元年度)	70.0% (令和12年度)
③音百選かおり百選を活かした 感覚環境まちづくり	まちを散歩していて梅の香りがする場所がある と思う市民の割合	未調査% (令和元年度)	10.0% (令和12年度)
	住んでいる場所で星空がきれいに見えると思う 市民の割合	未調査% (令和元年度)	10.0% (令和12年度)
(2) 循環型社会の形成			
①リサイクルの推進など資源の有効利用による、 環境負荷の少ないまちづくり	ごみ排出量	20,071トン (令和元年度)	20,455トン (令和12年度)
	1人1日当たりのごみ排出量	765g/人・日 (令和元年度)	693g/人・日 (令和12年度)
	リサイクル率	17.5% (令和元年度)	20.0% (令和12年度)
	古紙等資源再利用事業申請団体数	117団体 (令和元年度)	125団体 (令和12年度)
②廃棄物の適正処理の徹底	環境美化センター地下水の水質	水質基準未滿 (令和元年度)	水質基準未滿 (令和12年度)
	最終処分率 (ごみ排出量に対して埋立処分されるごみの量の割合)	10.0% (令和元年度)	9.1% (令和12年度)
(3) 生物多様性の確保・自然共生			
①生物多様性の確保	野鳥や昆虫等とのふれあう市民の満足度	46.4% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)
	②森林・里山・農地の保全・再生・ 活用	自然環境が豊かであると感じる市民の割合	92.8% (令和元年度)
緑地公有化面積割合		42.9% (令和元年度)	62.9% (令和12年度)
自己保全管理農地(田)		25.6ヘクタール (令和元年度)	20.5ヘクタール (令和12年度)
③自然とのふれあいの確保	公園の箇所数	137箇所 (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)
(4) 気候変動対策			
①脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	市域の二酸化炭素(CO ₂)排出量	277千トン (平成28年度)	148千トン (令和12年度)
	省エネルギー・省資源を実践している市民の割合	87.8% (令和元年度)	89.0% (令和12年度)
	エコ事業所の登録数	40件 (令和元年度)	45件 (令和12年度)
	エコファミリーの登録数	396件 (令和元年度)	200件 (令和12年度)
	外出の際に、なるべく自動車を使わず、徒歩、自転車、公共交通機関などを利用している市民の割合	20.4% (令和元年度)	36.0% (令和12年度)
	市内の道路が渋滞なく円滑に移動できると感じる市民の割合	48.7% (令和元年度)	60.0% (令和12年度)
	庁舎や学校等の公共施設における排出二酸化炭素(CO ₂)換算量	3,400トン (令和元年度)	2,506トン (令和12年度)
②災害被害軽減などの適応策の策定・実施	日頃から災害に備えている市民の割合	48.3% (令和元年度)	65.0% (令和12年度)
	雨水幹線整備率	88.4% (令和元年度)	92.3% (令和12年度)
③オゾン層保護対策	成果指標なし		

第4章 重点戦略とそれを支える環境施策の展開	成果指標	現況値 (年度)	目標値 (年度)
2. 重点戦略を支える環境施策の展開			
(5) 歴史・景観まちづくり			
①市民遺産・歴史・文化の保全と活用、交流の促進	文化遺産情報に掲載された文化遺産の数	1,162件 (令和元年度)	1,300件 (令和12年度)
	これまでに修理・修景された歴史的建造物の数 (累計)	16件 (令和元年度)	26件 (令和12年度)
	史跡地公有化率	68.4% (令和元年度)	73.0% (令和12年度)
	市指定文化財の指定件数	32件 (令和元年度)	37件 (令和12年度)
	市民遺産の認定件数	15件 (令和元年度)	20件 (令和12年度)
②景観資源の保全	自然が美しいと感じられる市民の割合	89.3% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)
	歴史的景観が美しいと感じられる市民の割合	93.7% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)
	良好なまちなみと感じられる市民の割合	87.9% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)
(6) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり			
①環境教育・学習の推進	環境関係団体NPO法人等登録数	14団体 (令和元年度)	17団体 (令和12年度)
	こどもエコクラブの登録クラブ数	2団体 (令和元年度)	5団体 (令和12年度)
	環境学習会や環境講演会等に参加したことがある市民の割合	16.1% (令和元年度)	19.0% (令和12年度)
	環境に関する出前講座プログラム数	7講座 (令和元年度)	10講座 (令和12年度)
	環境活動を実施している自治協議会	2自治協議会 (令和元年度)	4自治協議会 (令和12年度)
②市民活動の推進	庭、ベランダ、屋上等の緑化に取り組んでいる市民の割合	63.4% (令和元年度)	70.0% (令和12年度)
	地域の緑化活動に参加している市民の割合	18.0% (令和元年度)	20.0% (令和12年度)
	里地・里山の管理活動に参加している市民の割合	6.6% (令和元年度)	8.0% (令和12年度)
	環境に関する意見交換会の実施回数	- (令和元年度)	4回 (令和12年度)

○太宰府市環境基本条例、計画策定体制など

太宰府市環境基本条例

平成13年3月30日
条例第3号

太宰府市環境基本条例(平成2年条例第23号)の全部を改正する。

太宰府市民は、みどり豊かな自然と先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。

しかし、豊かさ、便利さを追求してきた生活の営みやそれを支えてきた社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁等の将来にわたり負の遺産につながる環境問題を生みだしてきている。

かけがえのない地球を守り、恵み豊かな環境を保全しながら将来の世代に引き継ぐことは、わたしたちの願いであり、また責務である。

ここに、市、市民及び事業者は、互いに協力し連携を保ちながら、それぞれの責務を自覚し、良好な環境の保全、創造及び形成を図ることを期して、太宰府市環境基本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、現在及び将来の市民生活における良好な環境の保全及び創造を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的かつ快適な生活に寄与するものをいう。
- (4) 化学物質とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条に定め

るものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて、良好な環境の保全及び創造に努め、これを実施しなければならない。

2 市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

(国等への措置要請)

第4条 市長は、良好な環境の保全及び創造のため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら良好な環境の保全及び創造に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令その他別に定めるものに違反しない場合においても、良好な環境の保全及び創造のため、最大の努力をしなければならない。

3 事業者は、事業活動に伴う苦情や紛争に対し、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(推進すべき施策)

第7条 市は、第3条第1項の規定に基づき、良好な環境の保全及び創造を進めるために、次の各号に掲げるもののほか、必要な施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全その他生活環境の保全及び創造に関すること。

(2) 生態系の保全、緑地の保全、都市緑化の推進、地下水の保全、河川の浄化その他自然環境の保全に関すること。

(3) 伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の保護、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の保全及び創造に関すること。

(4) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化を推進するとともに、エネルギー消費の抑制及

び有効利用の推進に関すること。

- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球規模での広がりを持った環境保全に関すること。
- (6) 化学物質の環境リスクに対する情報提供の促進及び管理手法に関すること。
- (7) 環境教育の推進及び環境情報に関すること。
- (8) 青少年の健全育成その他快適環境の保全及び創造に関すること。

(環境基本計画)

第 8 条 市は、前条に掲げる良好な環境の保全及び創造のための施策について総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針及び行動指針
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、太宰府市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成及び公表)

第 9 条 市長は、毎年、市の環境の現状、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市民の意見)

第 10 条 市民は、年次報告書が公表された日から市長が定める日までに、年次報告書について、市長に意見書を提出することができる。

(審議会の意見等)

第 11 条 市長は、前条に規定する市長が定める日以後、速やかに年次報告書について、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条の市民の意見書を審議会に提出するものとする。

3 市長は、年次報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し必要な措置を講ずるものとする。

(指導等)

第 12 条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(あっせん又は調停)

第 13 条 市は、良好な環境の保全に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。(中止命令)

第 14 条 市長は、第 12 条第 1 項の規定による勧告に応じず、かつ、前条の規定によるあっせん又は調停に応じない者がいるときは審議会に諮り、当該勧告にかかる侵害行為について中止を命ずることができる。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

太宰府市環境審議会規則

平成 3 年 5 月 30 日

規 則 第 23 号

改正 平成 11 年 5 月 28 日規則第 11 号
平成 13 年 3 月 30 日規則第 2 号
平成 15 年 4 月 25 日規則第 26 号
平成 15 年 9 月 26 日規則第 47 号
平成 26 年 3 月 31 日規則第 14 号
平成 29 年 3 月 31 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)第 2 条の規定に基づき、太宰府市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 太宰府市環境基本条例(平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。)第 8 条に規定する環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 条例第 11 条に規定する年次報告書に関すること。

(3) 条例第 14 条に規定する侵害行為中止命令に関すること。

(4) その他良好な環境の保全及び創造に係る基本的事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 4 人
- (2) 関係行政機関の職員 1 人
- (3) 市民 2 人
- (4) 事業所代表 1 人
- (5) 関係団体の代表 2 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年規則第 11 条)

この規則は、交付の日から施行する。ただし、第 4 条及び第 8 条の改正規定は平成 11 年 6 月 1 日から、第 1 条の改正規定は同年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年規則第 2 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年規則第 26 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 15 年規則第 47 号)

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年規則第 14 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年規則第 20 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

太宰府市環境審議会委員名簿

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

氏 名	所属団体等	構 成
浅野 直人 ◎	福岡大学名誉教授 中央環境審議会前会長 中央環境審議会臨時委員 等	識見を有する者 (規則第 3 条第 1 号)
井上 晋 ○	福岡県文化財保護審議会 専門委員	
安恒 万記	筑紫女学園大学 現代社会学部 現代社会学科 教授	
角 敬之	元福岡県環境部長	関係行政機関の職員 (規則第 3 条第 2 号)
小河 裕二	福岡県筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課長	
秋吉 美千代	公募委員 (市民)	市民 (規則第 3 条第 3 号)
西尾 真紀	公募委員 (市民)	
宮原 勝則	太宰府市商工会	事業所代表 (規則第 3 条第 4 号)
川口 豊治	特定非営利活動法人 古都・大宰府の風を育む会	関係団体の代表 (規則第 3 条第 5 号)
岩熊 志保	まほろば自然学校代表	

(敬称略、順不同) 任期：令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日

(◎会長、○副会長)

太宰府市環境基本計画策定委員会
設置規程

平成3年9月3日
訓令第20号

改正 平成6年3月14日訓令第4号
平成8年3月28日訓令第10号
平成9年3月31日訓令第1号
平成12年3月31日訓令第1号
平成13年3月30日訓令第2号
平成13年6月29日訓令第11号
平成15年9月26日訓令第5号
平成17年6月23日訓令第5号
平成18年3月29日訓令第4号
平成19年3月27日訓令第1号
平成19年9月27日訓令第7号
平成20年4月11日訓令第4号
平成21年3月23日訓令第3号
平成24年3月22日訓令第1号
平成25年3月28日訓令第4号
平成26年3月31日訓令第7号
平成27年9月30日訓令第10号
平成28年6月29日訓令第6号
平成29年3月31日訓令第4号

(設置)

第1条 この訓令は、市民生活における良好な環境づくりの指針となる環境基本計画を策定するため、太宰府市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、太宰府市環境基本計画の策定に関する事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行い、環境基本計画の素案を作成する。

(組織)

第3条 委員会の組織は、別表第1に掲げる職にあるもので構成し、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の事務を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会に代表幹事を置き、環境課長をもって充てる。
- 3 幹事会は、代表幹事及び別表第2に掲げる職にあるもので構成し、別に辞令を用いることなく幹事に命じられたものとする。
- 4 幹事会は、委員会から指定された事項について協議する。
- 5 幹事会は、代表幹事が招集し、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会における会議の内容を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年訓令第4号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年訓令第10号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年訓令第1号)抄

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令第2号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令第11号)

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成15年訓令第5号)

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。(経過措置)

- 2 第1条、第2条、第6条及び第8条から第15条までの改正規定中収入役、会計管理者及び会計課に係る部分については、この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお従前の例による。

附 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令第 4 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令第 10 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市環境基本計画策定委員会設置規程等の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年訓令第 10 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市環境基本計画策定委員会設置規程等の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市環境基本計画策定委員会設置規程等の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

委員名簿

所 属	委 員
	副市長
総務部	部長、理事、総務課長、経営企画課長、防災安全課長、地域コミュニティ課長
市民生活部	部長、市民課長
健康福祉部	部長、福祉課長
都市整備部	部長、都市計画課長、建設課長、上下水道課長
観光経済部	部長、観光推進課長、産業振興課長
教育部	部長、理事、社会教育課長、学校教育課長、文化財課長、文化学習課長
議会事務局	局長

別表第 2(第 6 条関係)

幹事名簿

所 属	幹 事
総務課	庶務法制係長
経営企画課	企画政策係長
地域コミュニティ課	地域コミュニティ係長
環境課	課長、ごみ減量推進係長
福祉課	福祉政策係長
都市計画課	都市計画係長、景観・歴史のまち推進係長
建設課	維持管理係長、工務係長、用地係長
上下水道課	経営管理係長
観光推進課	観光推進係長
産業振興課	商工・農政係長
社会教育課	社会教育係長
学校教育課	義務教育係長
文化財課	保護活用係長
文化学習課	文化学習係長

○計画策定経過

【令和元年度】

- R 元. 10. 4 第1回第四次太宰府市環境基本計画策定委員会
- R 元. 10. 15 令和元年度第1回（第42回）太宰府市環境審議会
 - 第三次太宰府市環境基本計画 平成30年度実施報告について
 - 第四次太宰府市環境基本計画策定方針について
- R2. 1. 14 市民意識調査（令和2年1月14日送付、令和2年1月25日回収〆切）
- R2. 1. 14 事業者意識調査（令和2年1月14日送付、令和2年1月25日回収〆切）
- R2. 2. 19 団体アンケート調査
- R2. 2. 20 庁内アンケート調査

【令和2年度】

- R2. 7. 27～R2. 8. 3 庁内関係課対象のヒアリング
- R2. 11. 18 第2回第四次太宰府市環境基本計画策定委員会
- R2. 11. 18～R2. 11. 25 庁内意見集約（骨子案修正）
- R2. 12. 3 令和2年度第1回（第43回）太宰府市環境審議会
 - 第三次太宰府市環境基本計画 令和元年度実施報告について
 - 第四次太宰府市環境基本計画策定について（骨子案審議）
 - 第四次太宰府市環境基本計画策定に係る基礎調査結果及び経過報告について
- R2. 12. 4 太宰府市自然環境調査研究会報告会
- R2. 12. 21 庁内関係課対象のヒアリング
- R3. 1. 26 第3回第四次太宰府市環境基本計画策定委員会
- R3. 2. 8 令和2年度第2回（第44回）太宰府市環境審議会
 - 太宰府市第四次太宰府市環境基本計画策定について（諮問・素案審議）
- R3. 3. 9～R3. 3. 12 庁内意見集約（素案修正）
- R3. 3. 22 令和2年度第3回（第45回）太宰府市環境審議会
 - 第四次太宰府市環境基本計画策定について
 - 第四次太宰府市環境基本計画の答申（案）について
 - 第四次太宰府市環境基本計画（答申）
- R3. 4. 7～R3. 5. 6 パブリック・コメント

○太宰府市環境審議会への諮問書、太宰府市環境審議会答申書

1. 太宰府市環境審議会への諮問書

2 太環第 568 号
令和 3 年 2 月 8 日

太宰府市環境審議会
会長 浅野 直人 様

太宰府市長 楠田 大蔵

太宰府市環境審議会への諮問について

太宰府市環境基本条例(平成 13 年条例第 3 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記案件につきまして諮問します。

記

第四次太宰府市環境基本計画の策定について

2. 太宰府市環境審議会答申書

令和3年3月22日

太宰府市長
楠田 大蔵 様

太宰府市環境審議会
会長 浅野 直人

第四次太宰府市環境基本計画について（答申）

令和3年2月8日付け2太環第568号で諮問のあった第四次太宰府市環境基本計画策定について、太宰府市環境審議会規則（平成3年規則第23号）第2条第1項の規定に基づき慎重に審議した結果、当審議会として下記のとおり答申します。

記

第四次太宰府市環境基本計画は、別紙計画案によって策定されることが適当であると答申いたします。なお、本計画案は、太宰府の将来を見据えた良好な環境の保全と創造を図るための指針として策定されたものであり、今後10年間の太宰府市の環境まちづくりの指針になるものと考えますが、下記の項目について、審議の過程で出された意見として付記しますので、併せて検討をお願いします。

- 1 本計画案について、広く市民意見を聴取し必要な意見の計画への反映を検討されること。
- 2 市民生活上の環境衛生の悪化防止並びに安全性確保のため、空家の現状や今後の対策についてその在り方をより具体的に検討すること。
- 3 本年1月末に国が今後のプラスチック資源循環施策のあり方を示し、さらに3月9日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定されていることをふまえて、今後の廃プラスチックのリサイクル等のあり方を検討すること。
- 4 生物多様性の確保について、本計画案策定のために実施した自然環境調査の結果を考慮し、各主体が取り組む内容をより明確に示すこと。
- 5 気候変動対策の推進のため、本市においてゼロカーボンシティ宣言を行うことを検討すること。

○既存資料調査の概要

1. 既存資料調査・とりまとめの概要

調査区分	調査・とりまとめ対象
社会経済情勢等の動向および国・県等の環境行政の動向把握	<p>【国際的な動向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダと SDG s ・パリ協定 <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画 ・地球温暖化対策計画 ・気候変動適応計画 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 ・第 5 次エネルギー基本計画 ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン ・生物多様性国家戦略 2012-2020 ・SDG s 実施指針 ※令和元年後半に改定予定 <p>【福岡県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県総合計画 ・福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画） ・福岡県地球温暖化対策実行計画 ・福岡県廃棄物処理計画 ・福岡県生物多様性戦略第 2 期行動計画
環境データの収集・整理	<p>【自然・社会条件】</p> <p>位置・地象・水象、気象、人口・世帯数、産業、土地利用、土地利用に関する法規制、交通、上下水道</p> <p>【生活環境】</p> <p>大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、公害苦情、廃棄物・リサイクル、再生可能エネルギー</p> <p>【自然景観】</p> <p>自然景観</p> <p>【快適環境】</p> <p>文化財・歴史的景観・伝統文化、まちのみどり、水辺、都市景観</p>
関連計画（太宰府市）	<p>【太宰府市の行政計画】</p> <p>一覧表の作成（計画策定年月日・計画期間・更新時期・所管課）</p> <p>【太宰府市の環境関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太宰府市の景観まちづくり（太宰府の景観まちづくり計画・太宰府市景観計画） ・太宰府市観光推進基本計画 ・太宰府市教育大綱 ・太宰府市第 8 期分別収集計画 ・太宰府市地域防災計画 ・太宰府市地球温暖化対策実行計画（第 4 期）【事務事業編】 ・太宰府市歴史的風致維持向上計画 ・第五次太宰府市総合計画後期基本計画 ・第三次太宰府市一般廃棄物処理基本計画 ・第三次太宰府市環境基本計画 ・第二次太宰府市都市計画マスタープラン ・太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（太宰府市まちづくりビジョン） ・史跡宝満山保存活用計画

○市民意識調査の概要

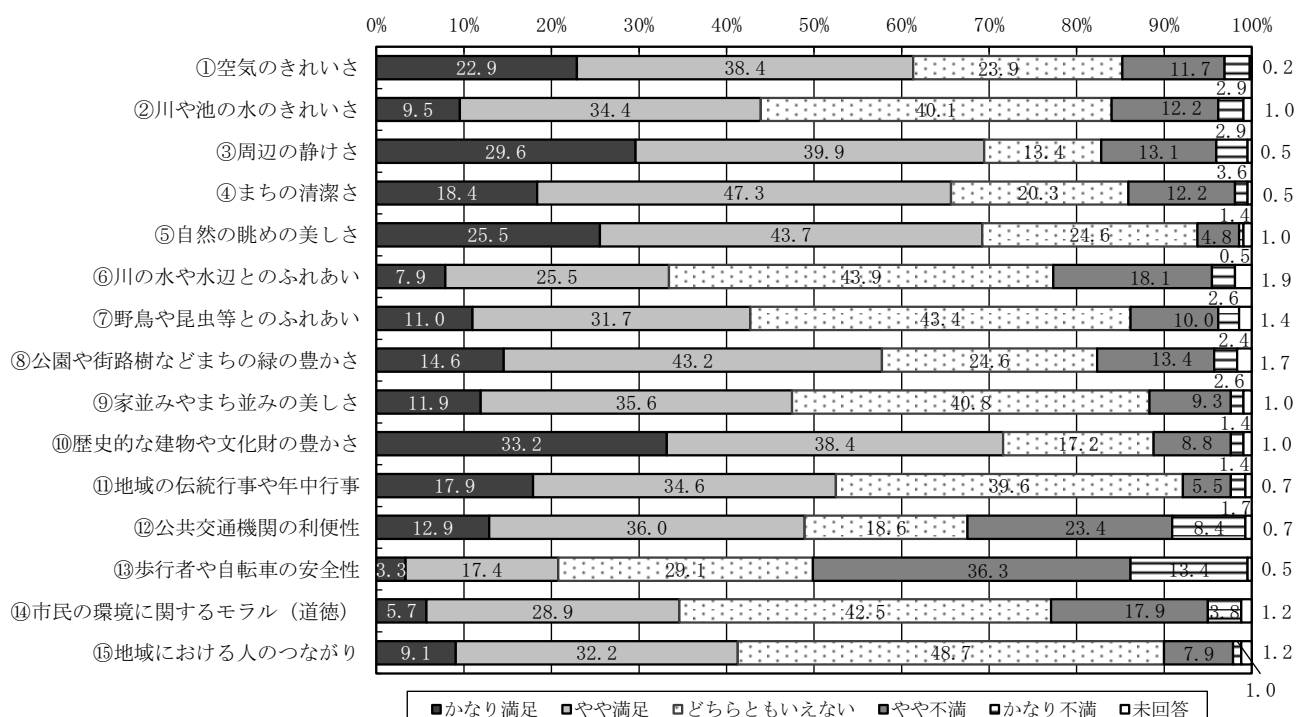
1. 調査概要

項目	市民意識調査
調査期間	令和2年1月14日送付 令和2年1月25日回収〆切
調査方法	郵送法
対象者	1,000人
回収率等	回収数：419 有効回収数：419 回収率：41.9%
属性	<ul style="list-style-type: none"> ・性別：男性 40.1%、女性 44.9%、それ以外 15.0% ・年齢：50歳以上が半数を超える（63.2%） ・家族の人数：2人世帯が多い（31.7%） ・職業：無職（25.8%）、会社員（25.1%）、家事専業（17.7%）が多い ・通勤先、通学先：福岡市内（34.1%）、太宰府市内（25.6%）が多い ・住まいの形態：戸建住宅（持家）が半数以上（64.7%） ・居住年数：20年以上が半数（51.8%）

2. 主な調査結果

<身近な環境への満足度>

- ・「歴史的な建物や文化財の豊かさ（71.6%）」、「周辺の静けさ（69.5%）」は満足度が高く、歩行者や自転車の安全性（20.8%）」、「川の水や水辺とのふれあい（33.4%）」は満足度が低い。



n=419

※満足度：「かなり満足」＋「やや満足」の割合

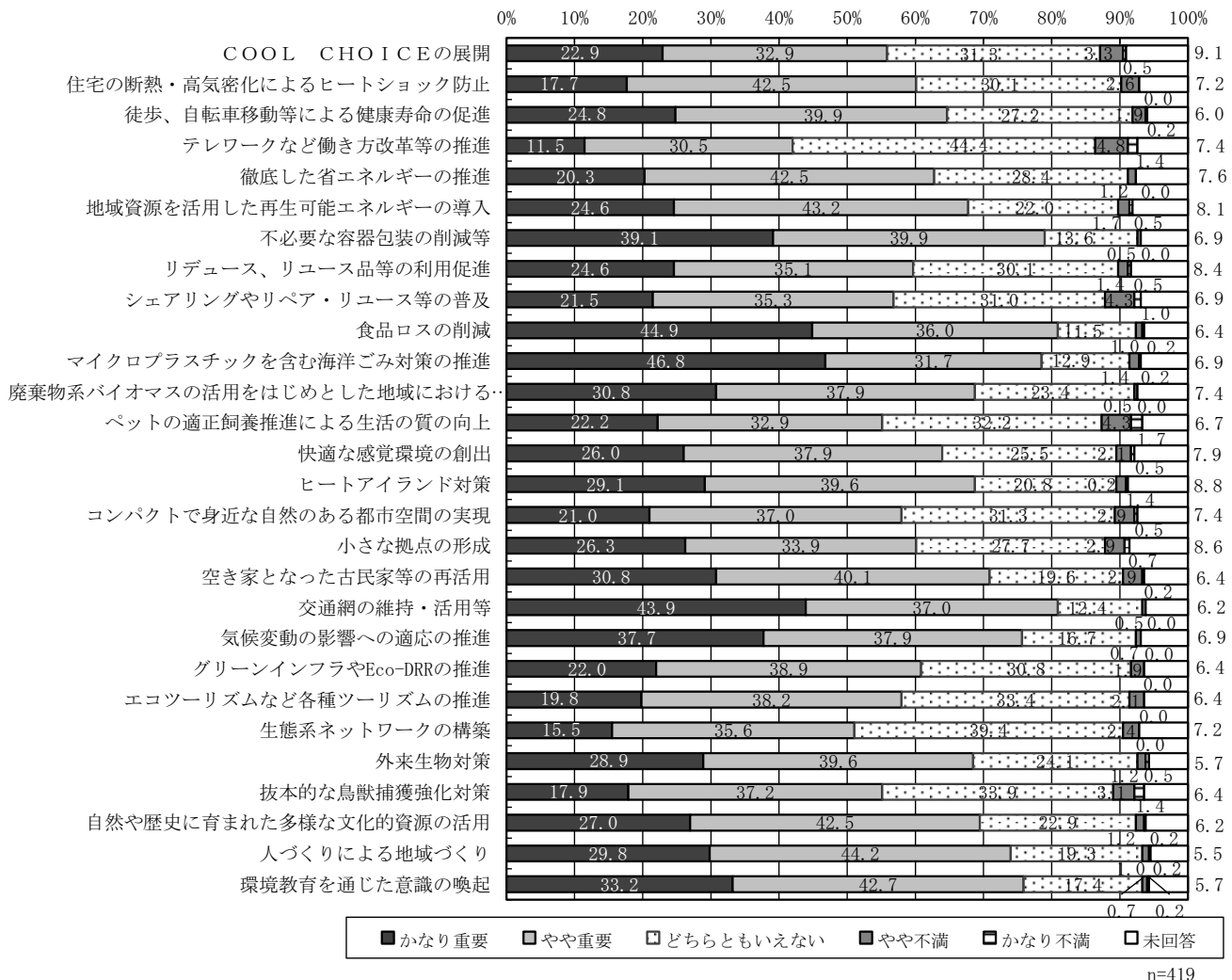
身近な環境への満足度

不満の原因

問	不満の原因
1	空気のきれいさ
2	川や池の水のきれいさ
3	周辺の静けさ
4	まちの清潔さ
5	自然の眺めの美しさ
6	川や水や水辺とのふれあい
7	野鳥や昆虫等とのふれあい
8	公園や街路樹などまちの緑の豊かさ
9	家並みやまち並みの美しさ
10	歴史的な建物や文化財の豊かさ
11	地域の伝統行事や年中行事
12	公共交通機関の利便性
13	歩行者や自転車の安全性
14	市民の環境に関するモラル（道徳）
15	地域における人のつながり

<太宰府市の環境施策の方向性>

・「マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進（46.8%）」、「食品ロスの削減（44.9%）」、「交通網の維持・活用等（43.9%）」の重要度が高い。



環境施策の方向性

○事業者意識調査の概要

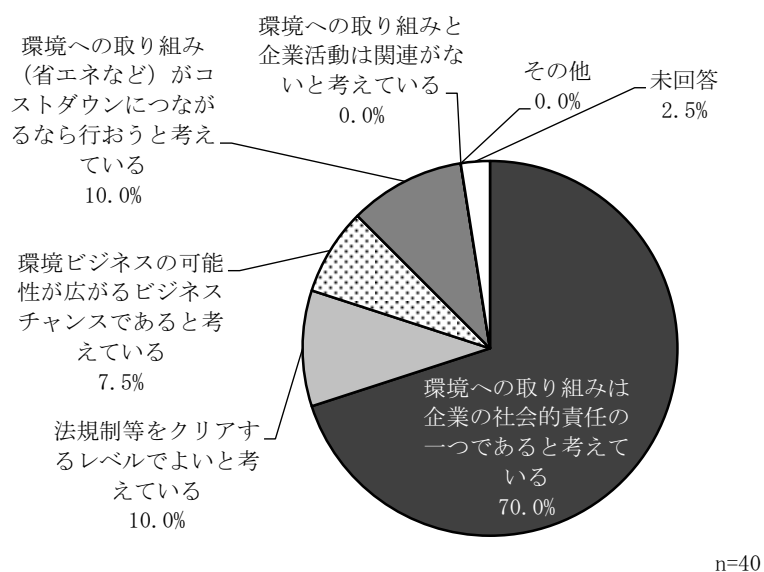
1. 調査概要

項目	市民意識調査
調査期間	令和2年1月14日送付 令和2年1月25日回収〆切
調査方法	郵送法
対象者	100社
回収率等	回収数：40 有効回収数：40 有効回収率：40%
属性	・業種：卸売・小売業、飲食店(27.5%)、サービス業(22.5%)建設業(15.0%)、 その他(15.0%)が多い ・従業員数：10～49人(42.5%)、5人未満(30.0%)が多い ・営業年数：30～49年が約4割(37.5%)

2. 主な調査結果

<環境保全対策の取り組み状況>

- ・70%の事業者が「環境への取り組みは企業の社会的責任の一つである」と考えている。



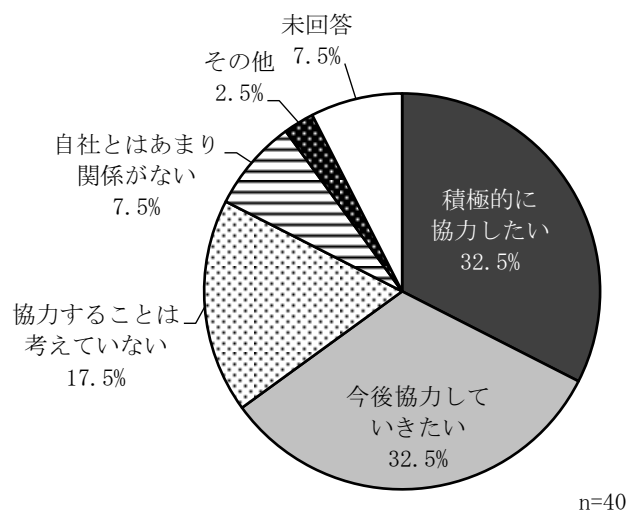
企業の環境への取り組みと企業活動のあり方

- ・「現在は環境に関する経営方針や目標を定めていない」事業者が4割(40.0%)であるが、「今後定める予定」の事業者は4割(40.0%)となっている。
- ・「現在は環境保全に取り組むための部署または担当者を置いていない」事業者が約6割(57.5%)で、「今後設置する予定」の事業者は約3割(25.0%)となっている。
- ・「現在は環境保全に関する取り組みをレポート等にとりまとめていない」事業者が約6割(65.0%)で、「今後取りまとめる予定」の事業者は2割(20.0%)となっている。

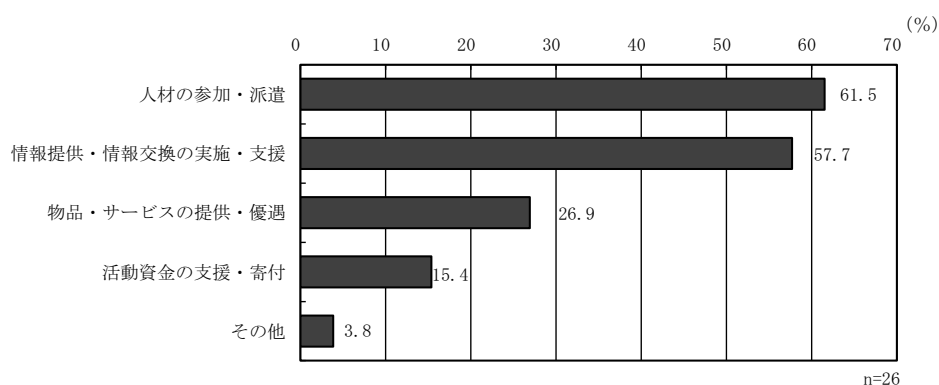
- ・「現在はSDGsへの積極的な取り組みをしている」事業者が約1割（5.0%）で、「今後は実施する予定」の事業者は約3割（32.5%）となっている。
- ・「環境に関する社員教育を行っていない」事業者が約5割（45.0%）で、「定期的に行っている」事業者は2割（20.0%）となっている。
- ・「ISO14001規格（「知らない（42.5%）」）、「エコアクション21（「知らない（62.5%）」）、「ISO50001（知らない（62.5%）」）の認知度はあまり高くないが、関心のある事業者（「ISO14001（70.0%）」、「エコアクション21（57.5%）」、「ISO50001（70.0%）」）は多い。

<地域活動への協力意向>

- ・事業者の地域活動への協力意向（「積極的に協力したい（32.5%）」、「今後協力していきたい（32.5%）」）は強く（約7割）、協力できる活動は、「人材の参加、派遣（61.5%）」、「情報提供・情報交換の実施・支援（57.7%）」、「物品・サービスの提供・優遇（26.9%）」などである。



地域活動への協力意向



協力できる活動

○団体アンケートの内容

1. 調査概要

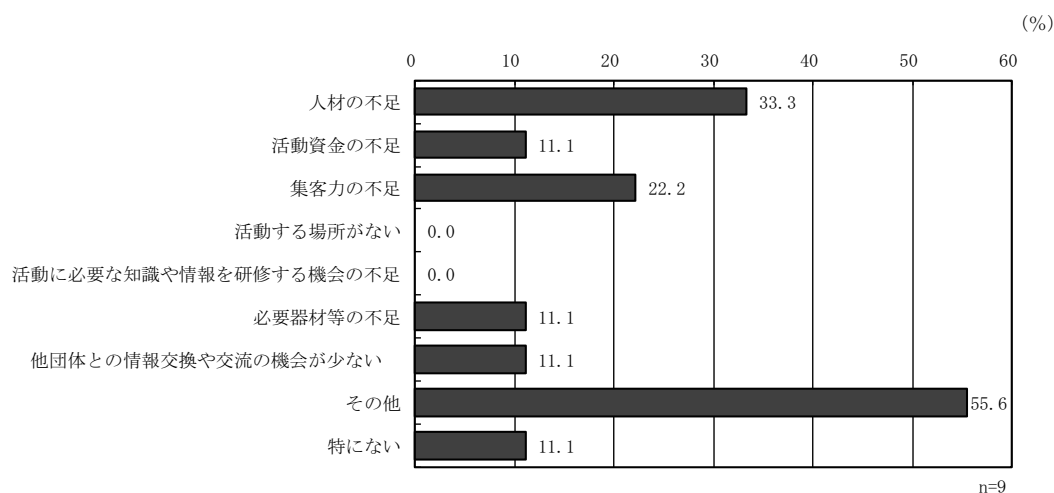
市内の環境関係団体等を分野別（生物多様性、ごみ減量・リサイクル、自然環境保全、地球温暖化、地域美化、環境教育等）に抽出し、アンケート調査を実施した。

関係団体アンケート調査の対象団体数

分野	団体数
生物多様性	2
ごみ減量・リサイクル	2
環境保全	3
地球温暖化	1
地域美化	2

<環境保全活動を実施するにあたっての課題>

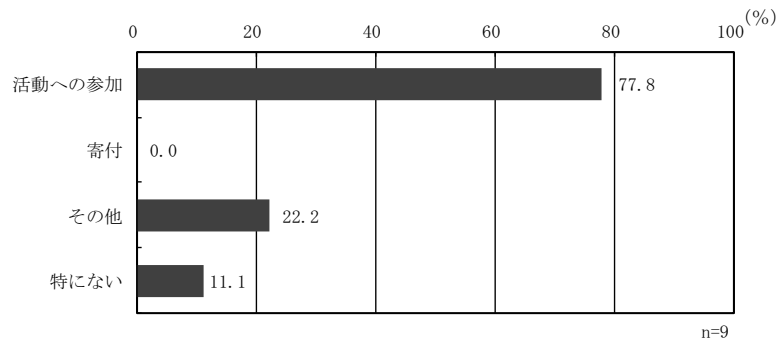
- ・環境保全活動を実施するにあたっての課題については「その他（55.6%）」が最も多く、次いで「人材の不足（33.3%）」、「集客力の不足（22.2%）」となっている。「その他」の意見では、高齢化が最も多い。



環境保全活動を実施するにあたっての課題

<環境保全活動を実施するにあたって、市民に望むこと>

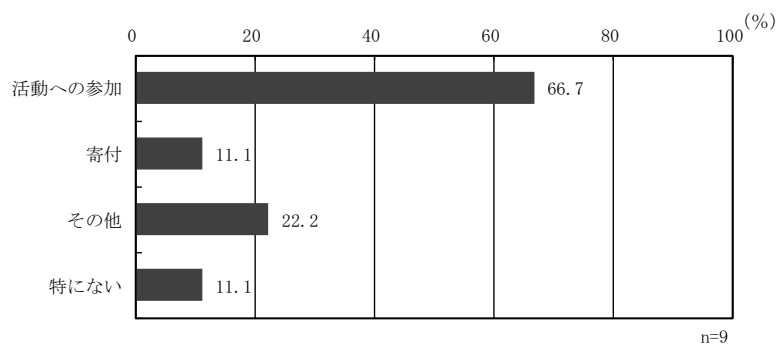
- ・環境保全活動を実施するにあたって、市民に望むことについては「活動への参加（77.8%）」が最も多く、次いでその他意見（22.2%）として“ルールに則った資源ごみ分別”、“植栽物を盗まないで欲しい”などがあげられている。



環境保全活動を実施するにあたって、市民に望むこと

<環境保全活動を実施するにあたって、事業者に望むこと>

- ・環境保全活動を実施するにあたって、事業者に望むことについては「活動への参加（66.7%）」が最も多く、次いでその他意見（22.2%）として“ルールに則った資源ごみ分別”、“一緒に環境保全活動を行う”などがあげられている。



環境保全活動を実施するにあたって、事業者に望むこと

○自然環境調査の概要

1. 調査概要

自然環境は人間を含む全ての生物の生存基盤として、最も基礎的なものです。

また、“地域循環共生圏”の取組を進めるには、地域資源としての自然環境の把握は重要な視点です。

そこで、第四次環境基本計画の策定にあたり、太宰府市の自然環境の現状の把握、これまでの自然環境の保全・再生、活用に関する取組の評価を目的として、自然環境調査を行いました（表：太宰府自然環境調査の概要）。

太宰府自然環境調査の概要

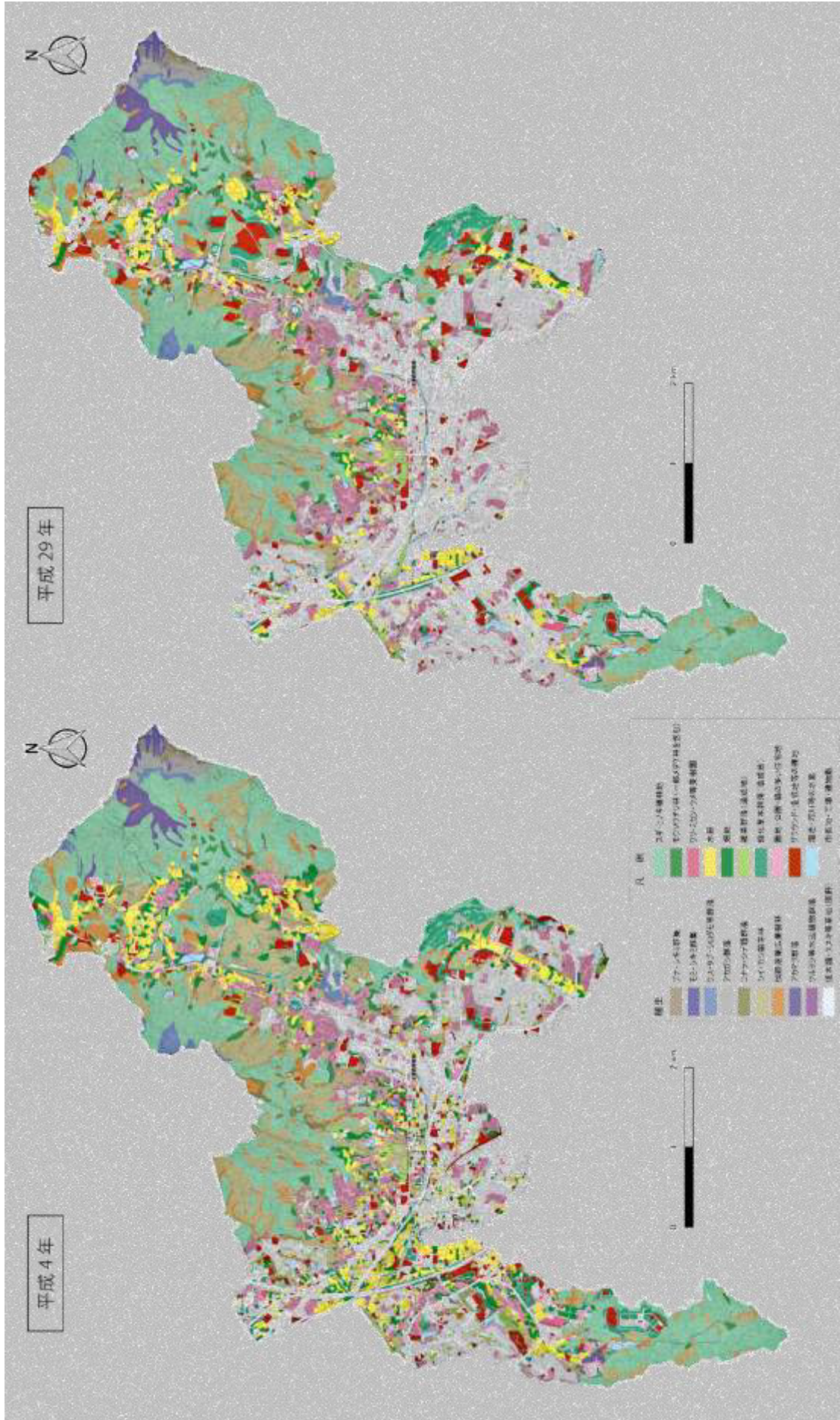
調査の目的	① 自然環境の基礎的情報の更新（植生図の見直し） ② 太宰府市の自然環境特性の把握（保全すべき生態系・種、対処すべき環境変化状況の把握） ③ これからの環境監視方法の検討
調査範囲	植生、植物、哺乳類、両生類・爬虫類、鳥類、昆虫類、水生生物の7分野で、太宰府市全域（分野毎に地域特性を示す代表環境を設定して実施）を対象とする。
調査期間	令和元年11月～令和2年12月
調査体制	各分野に1～2名の学識者を選任し、学識者主導で調査を行った。 【植生】 井上 晋 （元九州大学農学部助教授、太宰府市環境審議会委員） 【植物】 小湊 正憲 （筑紫植物友の会）、溝口 澄子（筑紫植物友の会） 【哺乳類】 佐々木 浩 （筑紫女学園大学教授） 【両生類・爬虫類】 渡部 登 （日本の哺乳類学会、日本動物学会、動物行動学会） 【鳥類】 岩松 慎一郎（太宰府ワイルドリサーチ） 【昆虫類】 岩熊 志保 （一般財団法人まほろば自然学校、太宰府市環境審議会委員） 【水生生物】 乾 隆帝 （福岡工業大学准教授）

2. 主な調査結果

太宰府市全域を対象とする調査は1992年の実施以来、実に28年ぶりとなります。

この間、さまざまな変化が生じており、特に生物の生息基盤となる植生では、水田（減少率：約40%）、畑地（減少率：約54%）、シイ・カシ萌芽林（減少率：約13%）などが減少する一方で、市街地・向上・建物敷（増加率：約34%）などが増加しています。これらの変化は低平地や山地の裾野で顕著にみられ、特に大佐野、向佐野、国分等の地区で大規模な土地利用の変化がみられます。

また内山、南谷、北谷等では人家周辺の耕作地や果樹園にモウソウチクが侵入し、分布を拡大している様子も確認されています。



現存植生図【平成4年・平成29年】

○二酸化炭素排出量の将来推計と対策導入量の目安

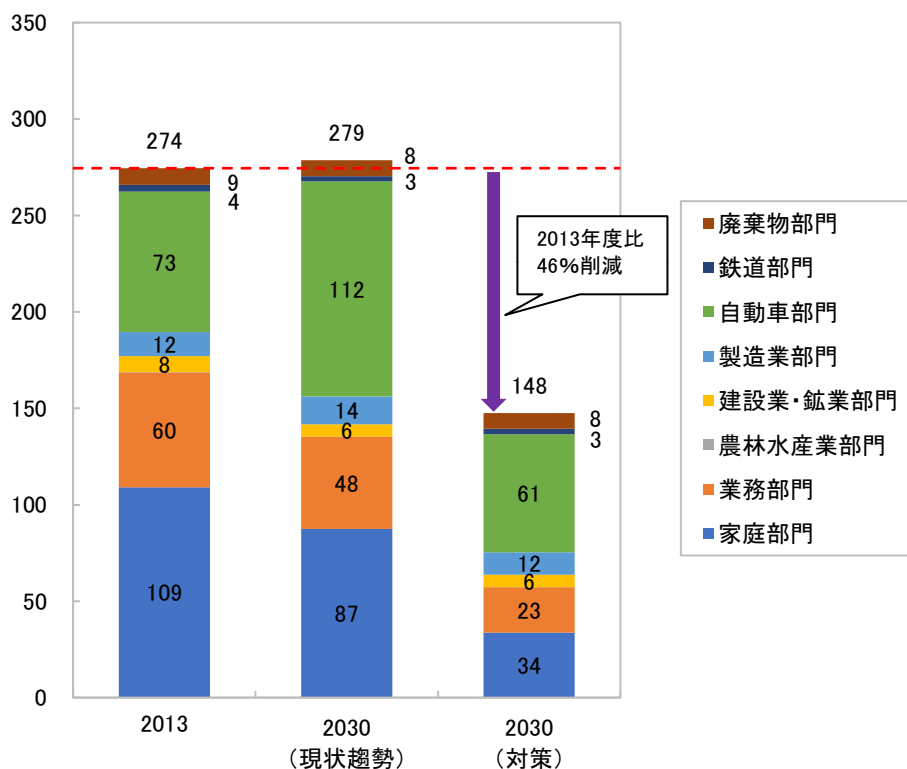
1. 二酸化炭素排出量の将来推計

特段の対策を講じない場合（現状趨勢ケース）の2030年度における二酸化炭素排出量は、279千t-CO₂で、2013年度に比べて1.5%増加する見込みです。

一方、国は2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指しています。太宰府市でこの目標を達成するためには、2030年度の二酸化炭素排出量を148千t-CO₂にする必要があります。

市民、事業者、行政のそれぞれが、再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー機器への買い替え、省エネルギー行動を積極的に進めていくことにより、2030年度の二酸化炭素排出量が148千t-CO₂になり、2013年度比で46%削減できる見込みです。

(千t-CO₂)



二酸化炭素排出量の将来推計

2. 対策導入量の目安

2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%削減するために必要な対策導入量の目安は、次表のとおりです。

対策導入量の目安

部門	取組	導入数の目安	二酸化炭素 排出削減量 (千t-CO ₂)
家庭部門	1. 日常生活における省エネ行動 (冷暖房使用時の適切な室温設定、給湯器の適温設定など)	35,300 世帯	21
	2. 再生可能エネルギー設備の導入 (①太陽光、②太陽熱、③地中熱)	①3,130 戸 ②3,200 戸 ③3,130 戸	8
	3. 省エネ機器の導入 (①高効率給湯、②LED、③エアコン・冷蔵庫・テレビ・ 温水便座)	①15,300 世帯 ②35,300 世帯 ③29,700 世帯	20
	4. 住宅の断熱化	11,200 戸	0.31
	5. 新築戸建住宅のZEH導入	1,100 戸	3
	6. 新築集合住宅のZEH導入	720 戸	1
	7. エネルギー管理システムの導入	7,070 世帯	0.75
	小計		54
業務部門	1. 日常業務における省エネ行動 (冷暖房使用時の適切な室温設定、給湯器の適温設定など)	1,810 事業所	3
	2. 再生可能エネルギー設備の導入 (①太陽光、②太陽熱、③地中熱)	①360 事業所 ②360 事業所 ③360 事業所	5
	3. 省エネ機器の導入 (①高効率給湯、②LED、③人感センサー、④複合機・プ リンタ、⑤自動販売機)	①1,300 事業所 ②1,810 事業所 ③1,810 事業所 ④1,810 事業所 ⑤1,270 事業所	7
	4. 新築業務用建築物のZEB導入	49,700 m ²	3
	5. 既存建築物の省エネ改修	252,000 m ²	4
	6. エネルギー管理システムの導入	360 事業所	0.77
	7. 太宰府市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)によ る削減	-	3
	小計		24

対策導入量の目安（つづき）

部門	取組	導入数の目安	二酸化炭素 排出削減量 (千 t-CO ₂)
産業部門	1. 日常業務における省エネ行動 (冷暖房使用時の適切な室温設定、給湯器の適温設定など)	270 事業所	0.5
	2. 再生可能エネルギー設備の導入 (①太陽光、②太陽熱)	①50 事業所 ②50 事業所	0.3
	3. 省エネ機器の導入 (①高効率給湯、②LED、③人感センサー、④複合機・プリンタ、⑤自動販売機)	①200 事業所 ②270 事業所 ③270 事業所 ④270 事業所 ⑤190 事業所	1
	4. 製造業事業所の生産活動における省エネ化	70 事業所	1
	小計		3
自動車	1. 利用自粛 (乗用車+軽自動車)	34,300 台	6.4
	2. エコドライブ (①乗用車、②貨物車)	①34,300 台 ②6,590 台	13
	3. 次世代自動車への買い替え (①乗用車、②軽乗用車)	①21,100 台 ②4,340 台	24
	4. 低燃費車への買い替え (①乗用車、②軽乗用車、③貨物車)	①2,340 台 ②6,520 台 ③2,660 台	7
	小計		50
	合計		131

『令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府』をめざして
第四次太宰府市環境基本計画

発行日	令和3年8月
編集・発行	太宰府市市民生活部環境課 〒818-0198 福岡県太宰府市 観世音寺一丁目1番1号
編集協力	一般財団法人九州環境管理協会